

台風第 19 号 関連情報

避難されている方々への「不動産情報支援」について
避難所等において不動産情報の支援を行います



ターゲット 13.1

令和元年 12 月 4 日
郡山市建設交通部
住宅政策課
TEL : 924-2631

【12/4 17:30 送信】

避難所での宿泊を余儀なくされている被災者のうち、今後の一時的な居所について「民間借り上げ（見なし仮設）住宅」を希望される方に対して、避難所を訪問するなどして、民間のアパートに関する情報を提供し相談に応じます。

詳細につきましては、裏面をご覧ください。

避難所等での「不動産情報支援」について

令和元年 12 月 4 日作成

建設交通部

保健福祉部

1 趣旨

避難所での宿泊を余儀なくされている被災者のうち、今後の一時的な居所について「民間借り上げ（見なし仮設）住宅」を希望される方に対して、民間のアパートに関する情報を提供し相談に応ずることにより、避難所から当該アパートへの移行を支援し被災者の生活環境の改善を図るもの。

2 対象者

避難所での宿泊を余儀なくされている被災者のうち、「民間借り上げ（見なし仮設）住宅」を希望する被災者で、不動産関係団体への個人情報の提供に同意をしているもの（事前の意向調査（住まいに関する要望調査）で情報提供等の意思を示していなかった方でも、新たに情報提供の意思を示した方を含む）。

3 実施方法

不動産関係団体（全日本不動産協会福島県本部）が避難所を訪問し、個々の意向に沿った情報提供等を行う。

4 期日

令和元年 12 月 5 日（木）から順次以下の表のとおり実施する。時間帯は被災者の多くが在所する午後 5 時ころから午後 7 時ころを目安とする。

月日	避難所	月日	避難所
12/5	芳賀地域公民館	12/6	富久山総合学習センター
12/8	芳賀地域公民館	12/8	富久山総合学習センター
12/11	安積総合学習センター	12/12	中央公民館
12/13	田村公民館	12/15	安積総合学習センター
12/15	中央公民館	12/18	小原田地域公民館
12/19	高瀬地域公民館		

5 その他

上記避難所での情報提供のほか、市役所の「総合相談窓口」に不動産関係団体（福島県宅地建物取引業協会郡山支部）の担当者がブースに入り、ワンストップでの支援を令和元年 12 月 5 日（木）から開始する。当該担当者による情報提供は、毎週木曜日から日曜日までの午前 9 時から午後 5 時までとする。なお、当該団体による物件情報の閲覧は、市役所の「総合相談窓口」の開設時間と同様とする。